

神宮外苑地区 (a 区域) まちづくり基本協定書

東京都 (以下「甲」という。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター (以下「乙」という。) 及び外苑ハウス管理組合 (以下「丙」という。) は、神宮外苑地区地区計画区域内の霞ヶ丘町及び神宮前二丁目の一部において、相互に連携・協力して具体的なまちづくりを推進するため、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、神宮外苑地区におけるスポーツクラスター形成につながる敷地の一体的利用、都立明治公園の再編、良好な環境となる住宅の更新の実現に向けて、再開発等促進区を定める地区計画及び土地区画整理事業の活用が必要であることを確認し、甲、乙及び丙が相互に連携・協力して、具体的なまちづくりを推進することを目的とする。

(協定対象区域)

第2条 本協定の対象区域は、別紙のとおりとする。

(個別協定の締結)

第3条 甲、乙及び丙は、土地区画整理事業の実施に向けて相互に確認が必要な事項について、別途個別協定を締結するものとする。

(再開発等促進区に関する協力)

第4条 甲が所有する土地を第三者に譲渡する予定があることを甲が明らかにした場合には、乙及び丙は、再開発等促進区を定める地区計画の企画提案について、譲渡が予定される第三者 (以下「譲渡予定者」という。) と連携・協力するものとする。

2 甲は、再開発等促進区を定める地区計画の企画提案について、譲渡予定者に対し、甲、乙及び丙と連携・協力することを確認するものとする。

(地位の承継)

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める協定対象区域内における土地の所有権の第三者への譲渡又は借地権の設定若しくは第三者への譲渡をしようとする場合は、本協定に定める事項全てを譲受人等に承継させなければならない。

(信義誠実の義務)

第6条 甲、乙及び丙は、相互の事業予定を勘案しつつ、連携・協力して、信義を重んじ、誠実に本協定を運用するものとする。



2 甲は、譲渡予定者に対し、前項の義務を確認するものとする。

(協定の変更)

第7条 本協定を変更する必要がある場合には、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(秘密保持)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定又は本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を第三者に漏えいし、又は本協定の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、情報公開に関する法令等の対象となる場合については、この限りではない。

(その他)

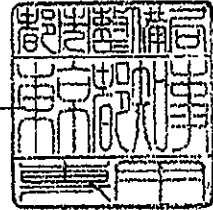
第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、円満に解決するものとする。

本協定の締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 東京都知事

舛添 要



乙 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

河野 一



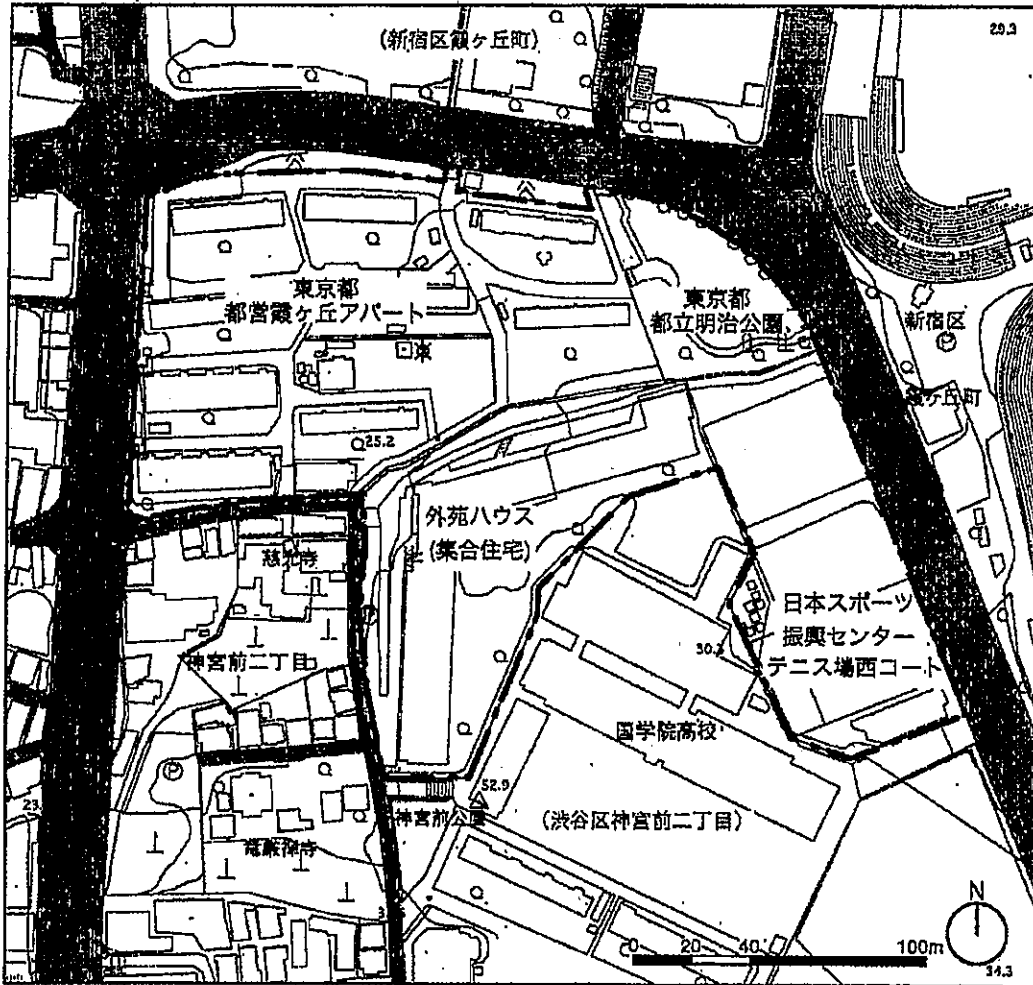
丙 外苑ハウス管理組合



別紙 (協定対象区域)

所在地：新宿区霞ヶ丘町、渋谷区神宮前二丁目の各一部

区域面積：約3.5ha



以下、余白